

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第11号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第40条第 1 項</u>の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の<u>勤務成績の評定（以下「人事評価」という。）</u>に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、<u>教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資する</u>ことを目的とする。 （人事評価の対象となる教職員の範囲） 第 2 条 （略）	（目的） 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第23条の 2 第 2 項</u>の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を<u>定める</u>ことを目的とする。 <u>（人事評価の目的）</u> 第 1 条の 2 人事評価は、公正な人事行政に資するとともに、<u>教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資する</u>ことを目的とする。 （人事評価の対象となる教職員の範囲） 第 2 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。